

⑫ 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化（その2）

【国民生活における課題】

家庭の様々な事情により、子育てが困難な家庭がある。子供たちの希望が叶えられない状況がある。

- ・最近25年間（1988～2011年）で母子世帯は1.5倍（84.9万世帯⇒123.8万世帯）、父子世帯は1.3倍（17.3万世帯⇒22.3万世帯）に増加
- ・母子世帯の80.6%が就業、ただし47.4%はパート・アルバイト等（2013年）
- ・母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、収入合計では223万円（2013年）
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数は15年間で7.6倍（1999年11,631件⇒2014年88,931件）に増加

【具体的な施策】

- ・ひとり親の就業を通じた自立を支援するため、ひとり親が就職に有利な資格（看護師等）を取得できるよう貸付・給付金事業を充実させることにより、正社員就職者数を増やすとともに、マザーズハローワーク事業について、ひとり親に対する就職支援の強化を図るほか、ハローワークと地方自治体との連携を強化する。また、ひとり親を含む生活困窮者等の支援付き就労の推進方策を検討する。
- ・離婚後のひとり親の生活安定のために養育費の確保が重要であることから、養育費の取決めに関する合意書のひな型や養育費の支払がなされない場合に取り得る法的手段等を周知するとともに、養育費に関する弁護士相談の活用を行う。
- ・児童扶養手当の支払方法、より確実な養育費の確保の仕組みなどについて、関係省庁等での検討の場を速やかに設け、検討を開始する。
- ・必要な支援が必要な家庭に確実につながるよう地方自治体の相談窓口をワンストップ化し、体制の整備を行い相談件数の増加に対応するほか（2013年度75万件⇒2019年度150万件）、子供の未来応援基金の周知・活用を通じ、子供食堂や学習支援など民間の取組を支援するほか、行政機関、企業及びNPO等をつなぐ地域のネットワーク形成を一層促進することにより、官民の力を結集した子供の貧困対策を推し進める。また、公益信託制度の改革等により、貧困状況にある子供の教育費にも民間資金の支援がより届くようにする。
- ・児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援（家庭養護の推進等）に至るまでの総合的な対策を進める。これらの対策を踏まえて、児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方や、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
- ・生活保護受給者等の就労を支援するため、生活保護受給者等を雇用する事業主への効果的な支援を強化するとともに、就職後の定着を支援する。

| 施策 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度以降 | 指標 |
|-----------|--|--|---|--------|--------|--|--|--------|--------|--------|--------|--|----|
| 親の就労支援 | ひとり親家庭の親への高等職業訓練促進給付金 ^(※1) 、高等職業訓練促進資金貸付事業 ^(※2) 等により正社員数を対前年増に <small>(※1)支給期間を2年→3年に延長。 (※2)入学準備金50万円等を貸付。5年継続して就業した場合は返済免除。</small> | | | | | 成果を踏まえて制度の充実を検討し措置（支援の対象など） <small>※貸付額・給付額、利用のしやすさ等について見直し</small> | | | | | | 2019年度 ひとり親の子供や児童養護施設の子供の大学等への進学率を全世帯平均に近づける (現状) 全世帯平均 73.2% (2015年) ひとり親家庭 41.6% (2011年) 児童養護施設 23.3% (2014年) 2019年度 里親委託率を22%に引き上げる (現状) 16.5% (2014年度末) | |
| 養育費確保策 | 養育費の相談支援強化、周知を通じた離婚届書のチェック欄（養育費の分担について「取決めをしている」との欄）にチェックするものの割合の向上 62%⇒70% | | | | | 養育費の相談体制の改善（規模、専門家の職種の多様化など） | | | | | | | |
| 社会全体の取組支援 | 相談窓口のワンストップ化 | | 相談水準の向上（研修等） 母子・父子自立支援員の相談件数： 70万(2013年度)⇒150万件 | | | 地方自治体による実効性ある相談の在り方について検討し措置（相談事務の効率化など） | | | | | | | |
| | 国民運動の展開、地域ネットワーク形成 (各自治体における実態把握、計画策定、体制整備、事業実施) | | | | | 具体的な成果を踏まえ改善方法を検討し措置（規模、手法など） | | | | | | | |
| 児童虐待防止対策 | 発生予防 | 子育て世代包括支援センターの全国展開 138市町村(2015年度)⇒全国展開(20年度) | | | | | 子育て世代包括支援センターを重点的に設置すべき地域に設置拡大、乳児家庭全戸訪問事業等の見直し（職員質の向上など） | | | | | | |
| | 発生時対応 | 児童相談所の体制強化等（専門職の配置・増員、一時保護所の環境改善等） | | | | | 実施状況を踏まえた取組の実施 | | | | | | |
| | 自立支援 | 児童相談所の中核市・特別区への設置拡大 | | | | | 親子関係の再構築支援、里親委託支援、養子縁組推進等 | | | | | | |
| | | | | | | | 支援の在り方の見直し(周知の在り方、手法の多様化など) | | | | | | |